改正被災者支援法の骨子

1.対象世帯と支給額	住宅再建の態様に応じて定額を支給（渡し切り方式）。①と②の合計額を支給		
	①	全壊世帯または敷地などへの被害により住宅解体に至った世帯	100万円
		大規模半壊世帯	50万円
	＋（プラス）		
	②	住宅を建設・購入する世帯	200万円
		住宅を補修する世帯	100万円
		住宅を賃借する世帯	50万円
2.使途	使途の制限を撤廃（使途に限定なし）		
3.支給要件	対象世帯の年齢・年収要件を撤廃		
4.適用災害	本年発生した特定4災害（①能登半島地震②新潟県中越沖地震③台風11号など④台風12号）については、改正法公布後の申請には新制度を適用		

関西学院大学災害復興制度研究所・主任研究員（教授）
山中茂樹

再建意欲持てる改正を評価

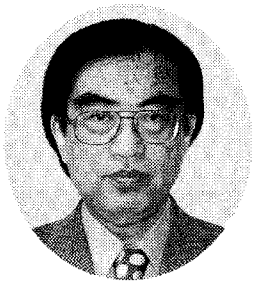

第1に、「私有財産の自己責任論」に対して、「住宅再建支援なくして被災地の復興なし」との10年以上に及ぶ論争を回避し、定額の渡し切り方式でまとめた点は良い知恵だったと思う。この論争は簡単に決着できるものではないだけに、〝大岡裁き〟的に結論付けた点は非常に評価できる。

第2に、今回の改正は被災者に再建への意欲を持たせるという点で極めて評価できる。鳥取県西部地震（2000年）の際、知事が早期の住宅再建支援を打ち出したことが、被災者の心のケアを軽く済ませたとされている。私も日野町で調査したが、この打ち出しに4割が「うれしかった」、3割が「頑張ろうと思った」、1割半が「見捨てられていないと思った」と、8割以上もの人が再建への意欲を持ったという結果が出ていた。

第3に、今回は緊張国会がプラスに作用したと思う。結果として、与野党の両案の良い点が生かされたからだ。「小異を捨てて大同につく」という政治の〝良識〟が発揮され、短期間にまとめ上げた点が評価できる。

その上で、首都直下などのスーパー災害にも対応できる手立てなど、今後の課題にも精力的に取り組んでいただきたい。